

「教職大学院」の設置審査等について

旺文社 教育情報センター 19年11月

- 「教職大学院」は、中教審答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』（18年7月）を受け、教員養成に特化した専門職大学院として19年3月に専門職大学院設置基準等を改正して創設された。
- 大学設置・学校法人審議会に対し19年7月、20年度開設予定の国私立の教職大学院21大学の諮問があった（国立15大学、私立6大学）。

大学設置・学校法人審議会における審査に当たっては、教職大学院の案件のみを審査する特別審査会及び専門委員会を設け、書面審査に加えて、全ての大学院に対して面接審査を実施し、必要に応じ実地審査や連携教育委員会からのヒアリングを行ったりして、慎重な審査を期したという。

その結果、

 - ・ 国立15大学＝北海道教育大／宮城教育大／群馬大／東京学芸大／上越教育大／福井大／岐阜大／愛知教育大／京都教育大（* 連合構成大学：京都産業大・京都女子大・同志社大・同志社女子大・佛教大・立命館大・龍谷大）／兵庫教育大／奈良教育大／岡山大／鳴門教育大／長崎大／宮崎大
 - ・ 私立4大学＝創価大／玉川大／早稲田大／常葉学園大

の19大学の設置認可を「可」とする答申（19年11月27日）がなされた（認可予定は12月3日）。
- 教職大学院は、教員に求められる高度な実践力・応用力を育成するため、専門職大学院制度の中に特別に位置づけられ制度化されたものであることに鑑み、各案件の審査に際しては、①設置の趣旨・目的が制度創設の趣旨に即しており明確か、②教育課程が実践的な内容になっており体系的に編成されているか、③学校等における実習が円滑に教育効果をあげるものになっているか、④実務家教員と理論的な科目を担う教員とが適切に役割分担し協働する教員組織になっているか、⑤養成した人材を受け入れる教育委員会等との強い連携関係が構築されているか、といった観点から確認を行い、不明確な点については申請者に説明を求めたという。
- こうしたことから、開設予定の各大学には次のような「留意事項」が盛り込まれている。

設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実践を融合して専ら小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を実施するという教職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。

- 教職大学院は、5年間ごとに「認証評価」を受けることになる。その評価の基準等については現在、日本教育大学協会(教大協)で策定している模様である。
- 教職大学院の成否は、学部学生の進学に加え、現職教員の“派遣”が大きなウエイトを占めると見られる。

これを支える財政支援は、各大学に対してだけでなく、派遣教員を生み出せるような学校現場への支援が不可欠だという。

“器を創ったが……” とならないよう、国等による財政面での支援が求められる。